

令和5年度
千代田区公契約条例に係る
アンケート調査
＜報告書＞

令和6年3月
千代田区

目 次

I 調査の概要

1. 調査目的	1
2. 調査設計	1
3. 調査項目	1
4. 回収結果	1

II 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法	2
2. 周知カードによる周知方法の事務負担	3
3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無	4
4. 公契約条例適用による事務負担	5
5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減	6
6. 事務負担軽減のための方法	7
7. 賃金を上げた従事者の有無	8
8. 賃金を上げた従事者の割合	9
9. 従事者の労働意欲向上への効果	10
10. 従事者の生活安定への結び付き	11
11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法	12
12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法	13
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成	14
14. 千代田区公契約条例に関しての意見・要望	15
15. 賃金実態	
(1) 工事請負契約 平成29年度契約分	16
(2) 工事請負契約 平成31・令和元年度契約分	17
(3) 工事請負契約 令和2年度契約分	18
(4) 工事請負契約 令和3年度契約分	19
(5) 工事請負契約 令和4年度契約分	20
(6) 工事請負契約 令和5年度契約分	21
(7) 業務委託契約	22
(8) 指定管理協定	22
16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍	23

III 使用した調査票

1. 工事請負契約	24
2. 業務委託契約	28
3. 指定管理協定	32

I 調査の概要

1. 調査目的

平成26年10月に施行した千代田区公契約条例の対象従事者の賃金実態及び労働環境の変化などを把握し、今後の条例の対象範囲、賃金下限額の設定及び条例の周知方法などを検討するための基礎資料とする。

2. 調査設計

- (1) 調査対象 工事請負契約の受注者12者
業務委託契約の受注者53者
指定管理協定の受託者8者 合計73者
- (2) 調査方法 郵送配布・郵送回収法
- (3) 調査期間 令和6年1月22日～令和6年2月20日

3. 調査項目

- (1) 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）
- (2) 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）
- (3) 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）
- (4) 公契約条例適用による事務負担（問4）
- (5) 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減（問4－1）
- (6) 事務負担軽減のための方法（問5）
- (7) 賃金を上げた従事者の有無（問6）
- (8) 賃金を上げた従事者の割合（問6－1）
- (9) 従事者の労働意欲向上への効果（問7）
- (10) 従事者の生活安定への結び付き（問8）
- (11) 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）
- (12) 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法
（工事請負契約：問10）
- (13) 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）
- (14) 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）
- (15) 賃金実態（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）
- (16) 業務従事者の日本国籍以外の国籍（工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定）

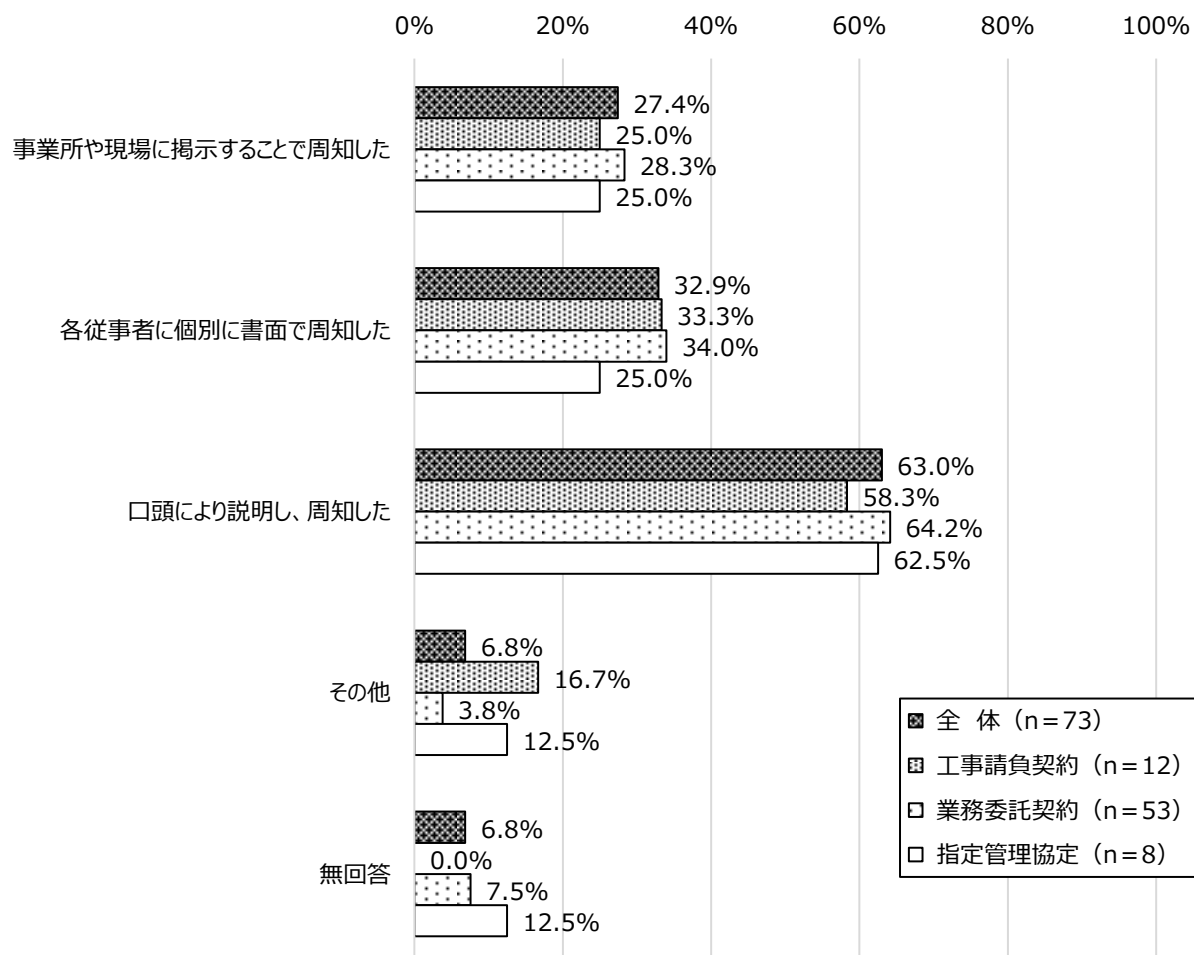
4. 回収結果

	標 本 数	有効回収数	有効回収率
全 体	92	73	79.3%
工事請負契約の受注者	18	12	66.7%
業務委託契約の受注者	65	53	81.5%
指定管理協定の受託者	9	8	88.9%

Ⅱ 調査の結果

1. 従事者等への公契約条例の周知方法（問1）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（〇はいくつでも）



従事者等への公契約条例の周知方法を〈全体〉でみると、「口頭により説明し、周知した」が63.0%で最も高く、次いで「各従事者に個別に書面で周知した」が32.9%、「事業所や現場に掲示することで周知した」が27.4%の順となっている。

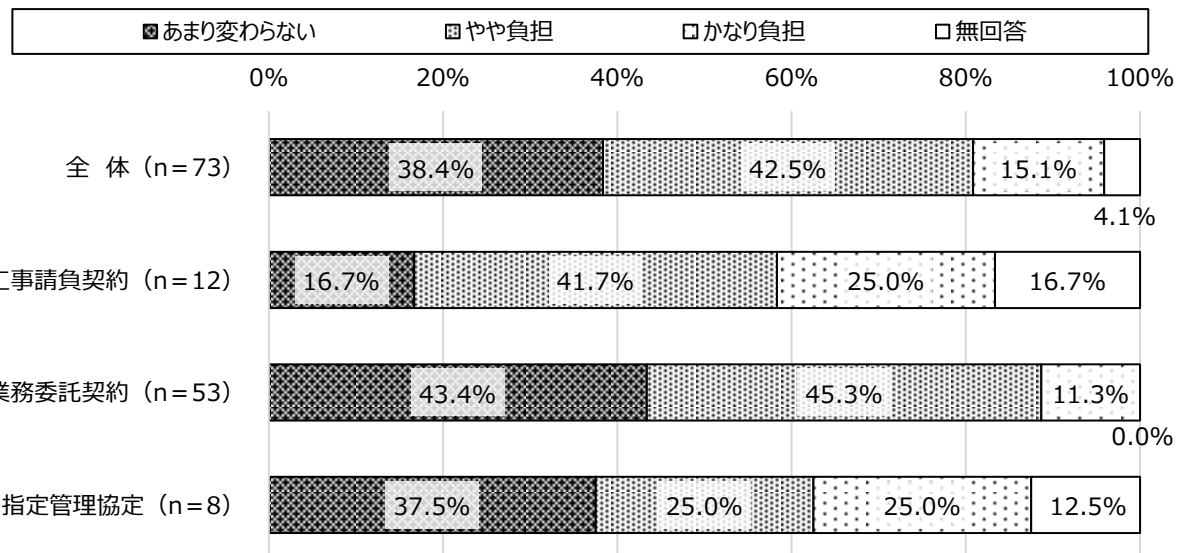
また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「現場開始前につき未実施」、「現場へ新規入場する際、個別に書面にて周知する予定」があげられている。

〈業務委託契約〉では「確認書記入時にチラシを用いて周知」、「カードを個人に配布」があげられている。

〈指定管理協定〉では「選択肢のいずれかの方法でコンソーシアム各社が対応」があげられている。

2. 周知カードによる周知方法の事務負担（問2）

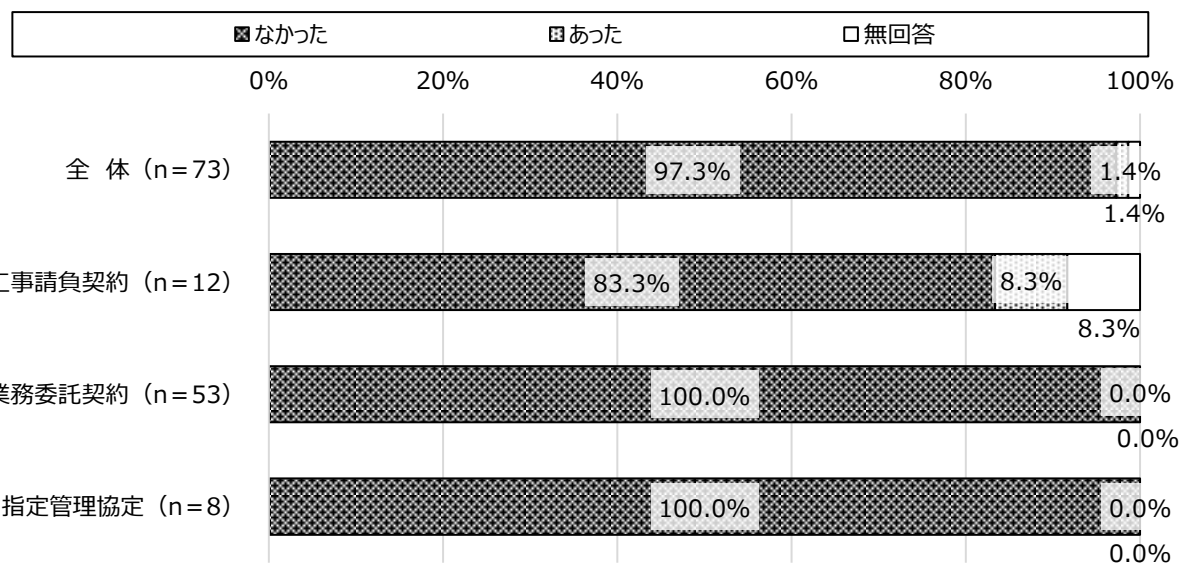
問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）



周知カードによる周知方法の事務負担を〈全体〉で見ると、「やや負担」が42.5%で最も高く、次いで「あまり変わらない」が38.4%、「かなり負担」が15.1%の順となっている。

3. 公契約条例に関する相談や問い合わせの有無（問3）

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありますか。（○は1つ）



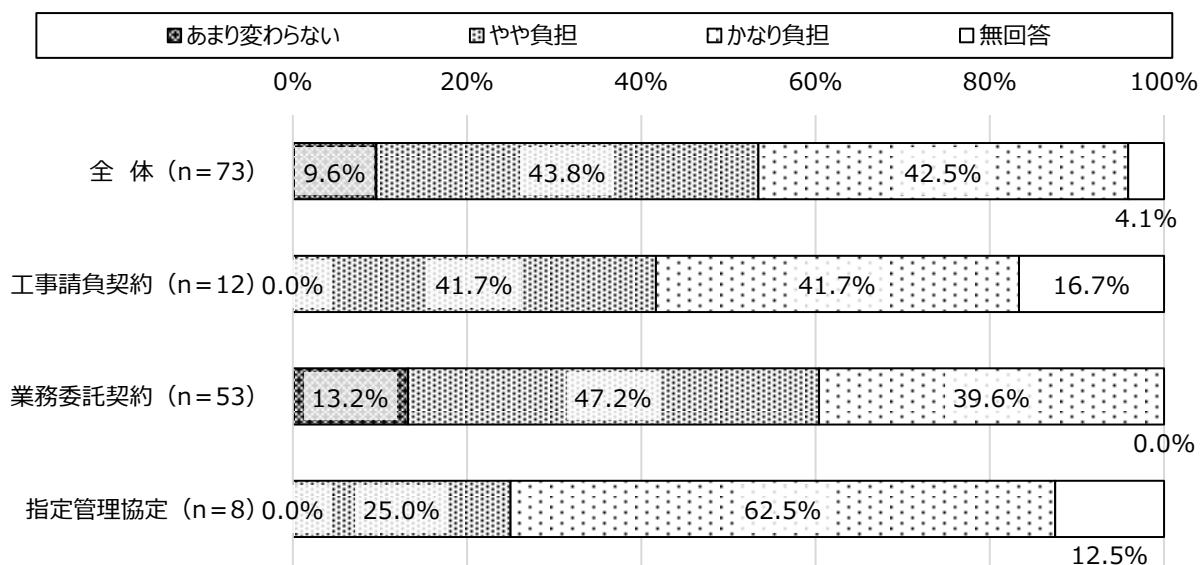
公契約条例に関する相談や問い合わせの有無を〈全体〉でみると、「なかった」が97.3%、「あった」が1.4%となっている。

また、「あった」と答えた方の具体的内容として、〈工事請負契約〉では「手元で従事している作業員の職種に対する選び方など（例でいえば塗装工で従事しているが軽作業員としてよいかなど）」があげられている。

4. 公契約条例適用による事務負担（問4）

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。

（○は1つ）

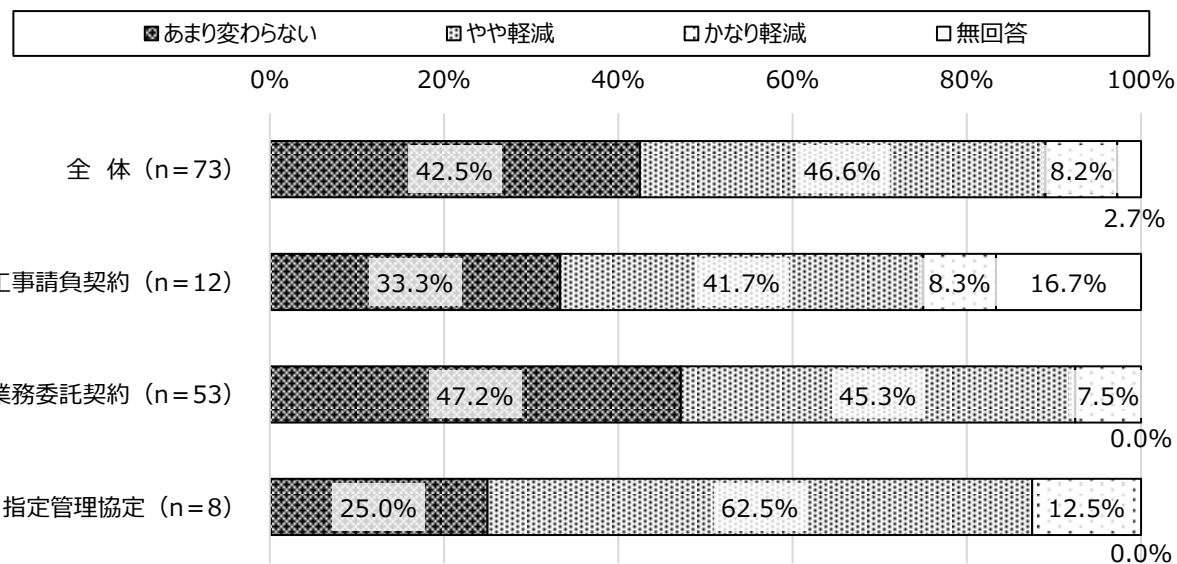


公契約条例適用による事務負担を〈全体〉で見ると、「やや負担」が43.8%で最も高く、次いで「かなり負担」が42.5%、「あまり変わらない」が9.6%の順となっている。

5. 労務台帳の作成を毎月から四半期毎に変更による事務負担の軽減（問4－1）

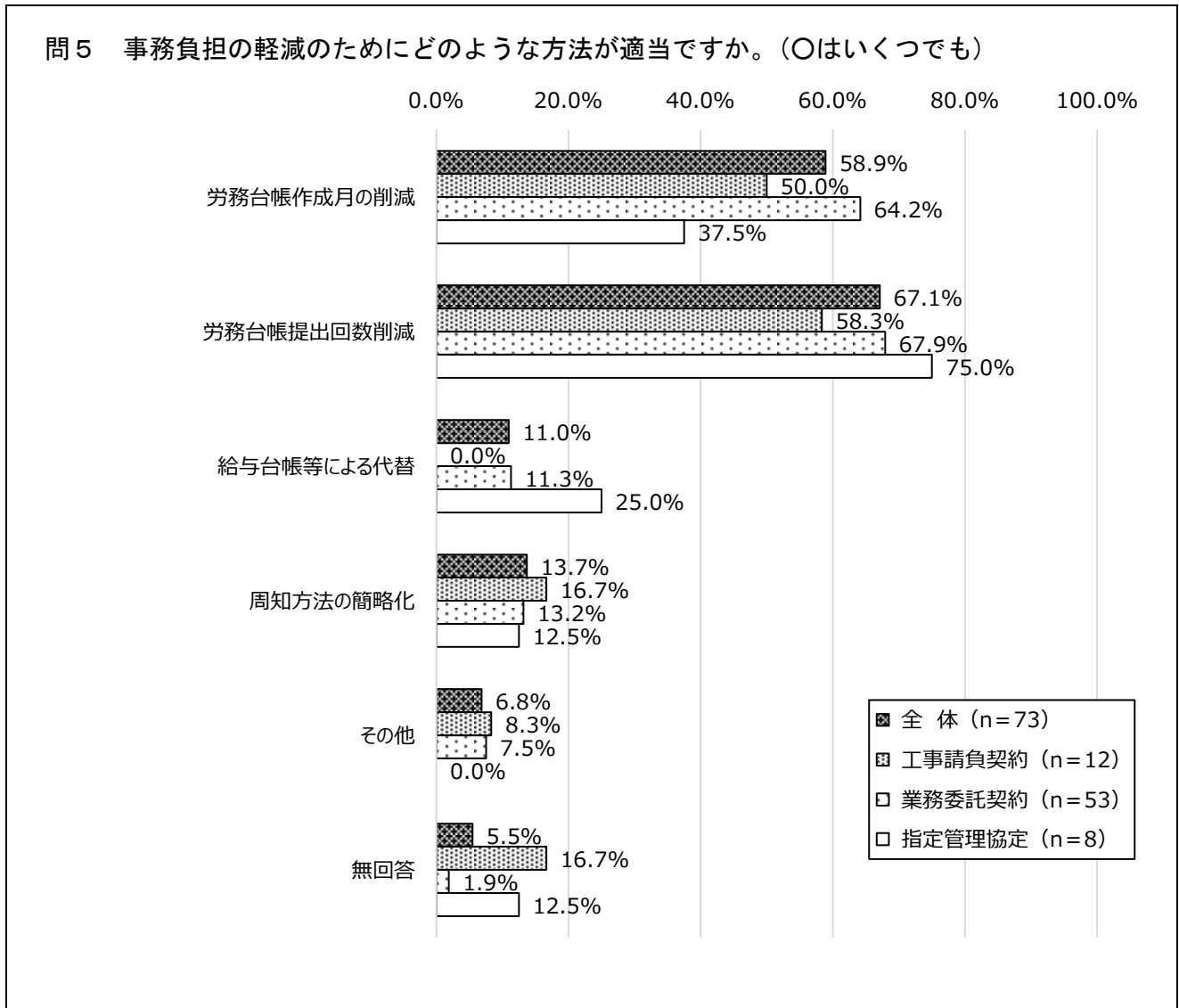
問4－1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。

（○は1つ）



労務台帳の作成を毎月から四半期毎の変更による事務負担の軽減を〈全体〉で見ると、「やや軽減」が46.6%で最も高く、次いで「あまり変わらない」が42.5%、「かなり軽減」が8.2%の順となっている。

6. 事務負担軽減のための方法（問5）

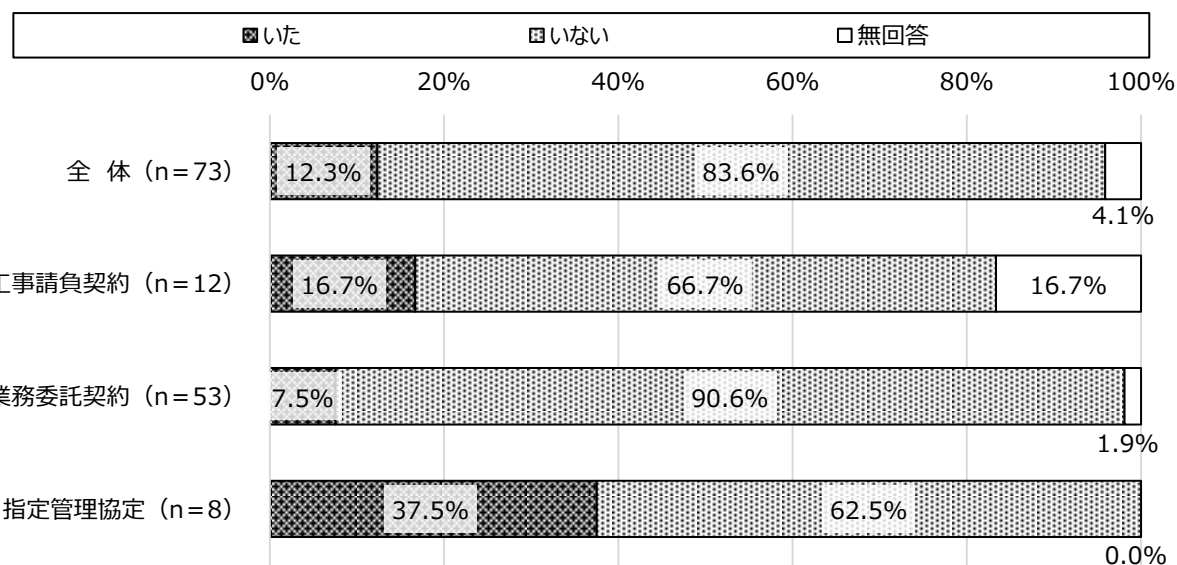


事務負担軽減のための方法を〈全体〉で見ると、「労務台帳提出回数削減」が67.1%で最も高く、次いで「労務台帳作成月の削減」が58.9%、「周知方法の簡略化」が13.7%、「給与台帳等による代替」が11.0%の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「労務台帳提出の廃止」、〈指定管理協定〉では「年度はじめのみの報告を原則として中途採用及び固定給減額改定時を追加報告とする」(2件)「周知のみで事務対応なし」「書類提出する契約金額の見直し」があげられている。

7. 賃金を上げた従事者の有無（問6）

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

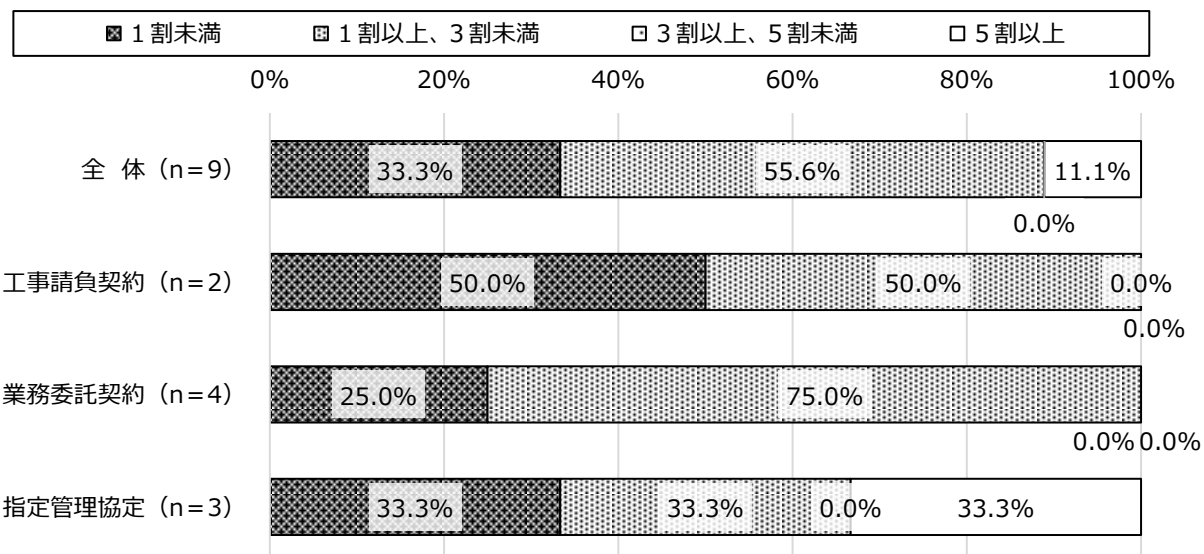


賃金を上げた従事者の有無を〈全体〉でみると、「いた」が12.3%、「いない」が83.6%となっている。

8. 賃金を上げた従事者の割合（問6－1）

（賃金を上げた従事者が「いた」とお答えの方に）

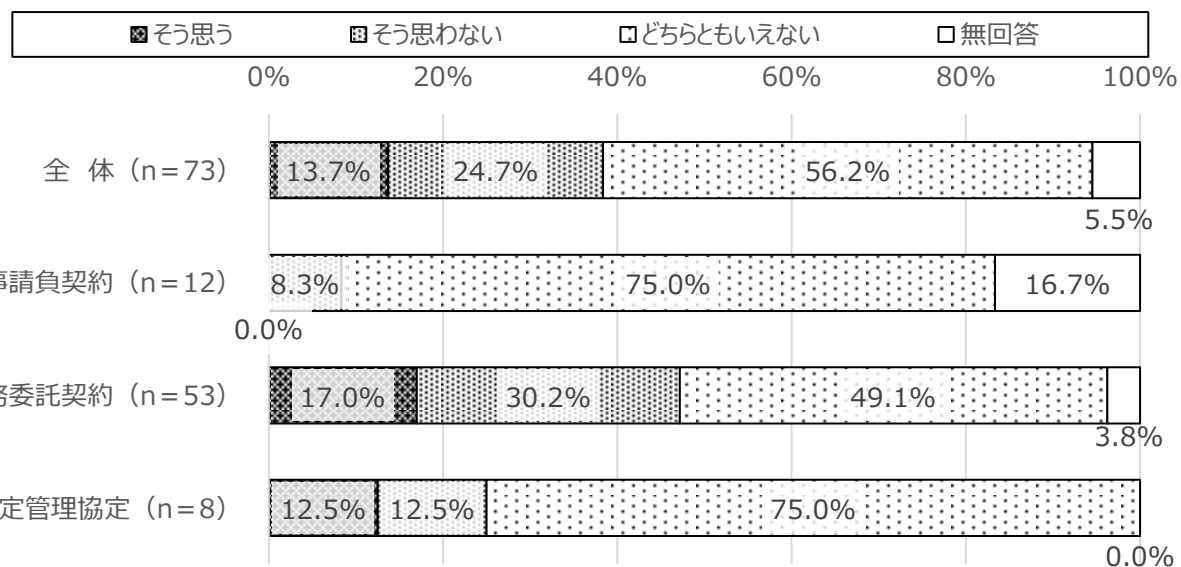
問6－1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。（○は1つ）



賃金を上げた従事者が「いた」と答えた方（工事請負契約：2件、業務委託契約：4件、指定管理協定：3件）の従事者の割合を〈全体〉でみると、「1割以上、3割未満」が55.6%、「1割未満」が33.3%、「5割以上」が11.1%となっている。

9. 従事者の労働意欲向上への効果（問7）

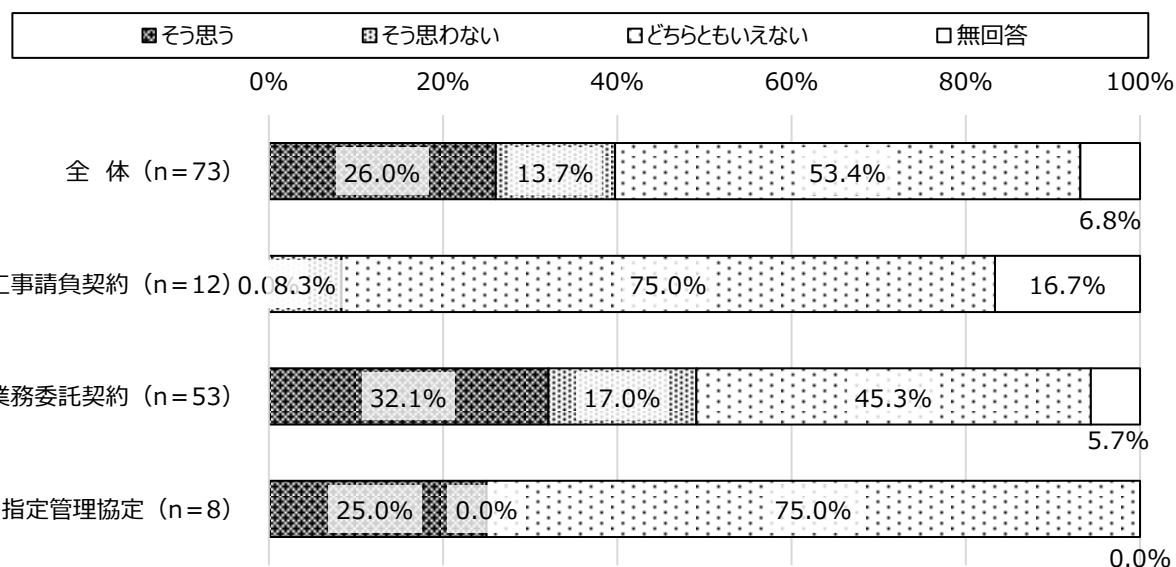
問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。（○は1つ）



従事者の労働意欲向上への効果を〈全体〉でみると、「どちらともいえない」が56.2%で最も高く、次いで「そう思わない」が24.7%、「そう思う」が13.7%となっている。

10. 従事者の生活安定への結び付き（問8）

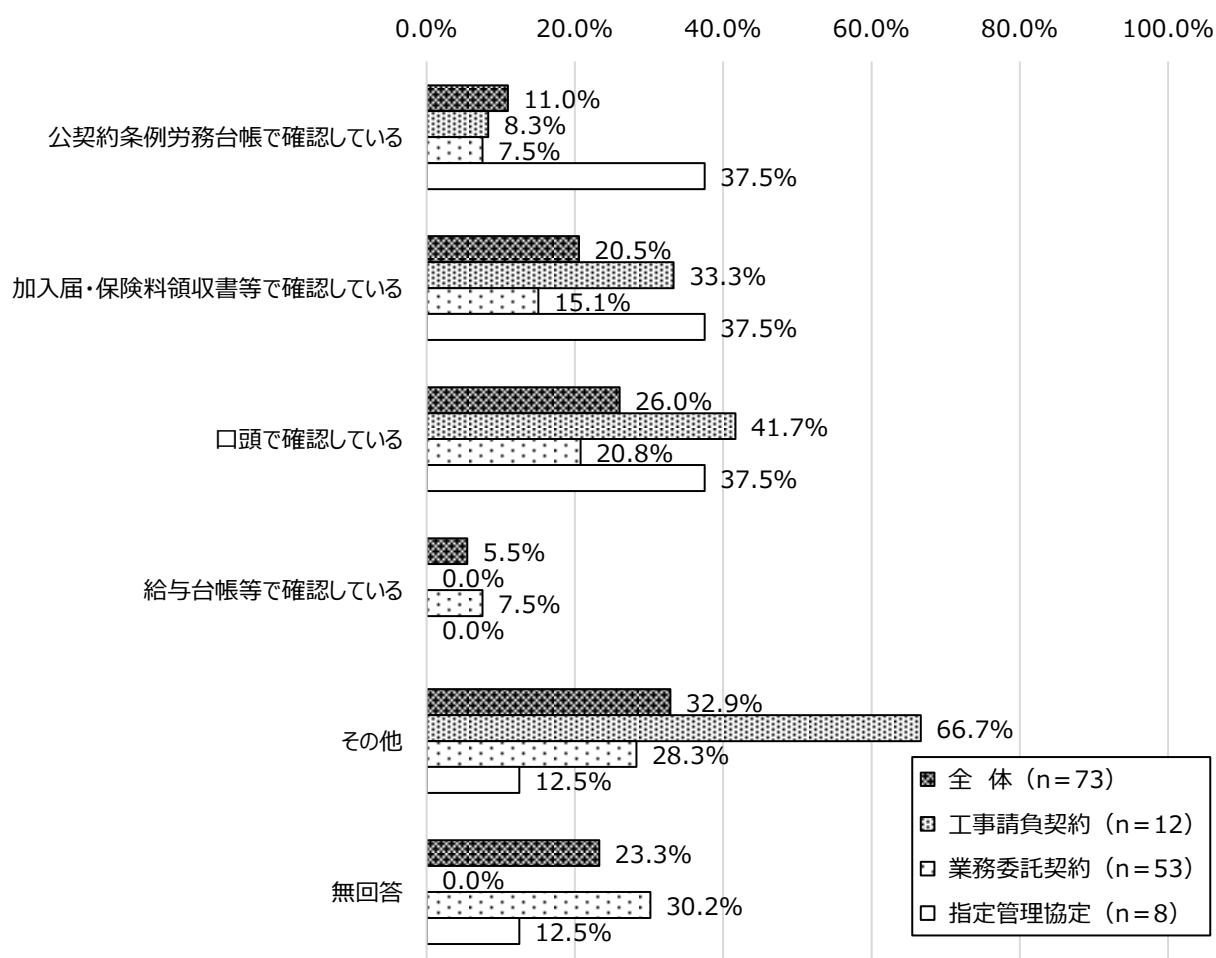
問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。（○は1つ）



従事者の生活安定への結び付きを〈全体〉でみると、「どちらともいえない」が53.4%で最も高く、次いで「そう思う」が26.0%、「そう思わない」が13.7%となっている。

11. 下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法（問9）

問9 下請負者（協力会社）の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
（○はいくつでも）



下請負者の従事者の社会保険加入の確認方法を〈全体〉でみると、「口頭で確認している」が26.0%で最も高く、次いで「加入届・保険料領収書等で確認している」が20.5%、「公契約条例労務台帳で確認している」が11.0%、「給与台帳等で確認している」が5.5%の順となっている。

また、「その他」への回答として、〈工事請負契約〉では「労務安全に関する提出書類」（2件）、「弊社様式の「自社業態申告書」にて確認」、「安全書類を「ビルディ」システムにて管理しているので定期的にチェックしている」、「作業員名簿」、「システム上に添付してもらっている」、「施工体制台帳、再下請通知書等により確認している」、「コピーで確認」があげられている。

〈業務委託契約〉では「下請業者（協力会社）なし」（10件）、「自社作業員」（2件）、「該当なし」（2件）があげられている。

〈指定管理協定〉では回答が記載されていなかった。

12. 一人親方となっている従事者の社会保険加入の必要の有無の確認方法

(工事請負契約：問10)

(工事請負契約：問10)

一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

工事請負契約の受注者11者から回答があった。

- 労務安全に関する提出書類 (2件)
- 加入証明等で確認 (2件)
- 労働調査会発行「一人親方の適正な処遇と働き方法律ガイドブック」
- 国交省HPガイドライン
- 社労士受験用参考書
- 健康保険証, 年金支払い証明書, 特別労災加入証をシステム上に添付いただき確認している
- 作業員名簿作成時に記入させる
- 現場新規入場の際、加入の有無を確認している
- 安全書類を「ビルディ」システムにて管理しているので定期的にチェックしている
- 口頭で確認している
- 現時点で一人親方となっている従業者はいない

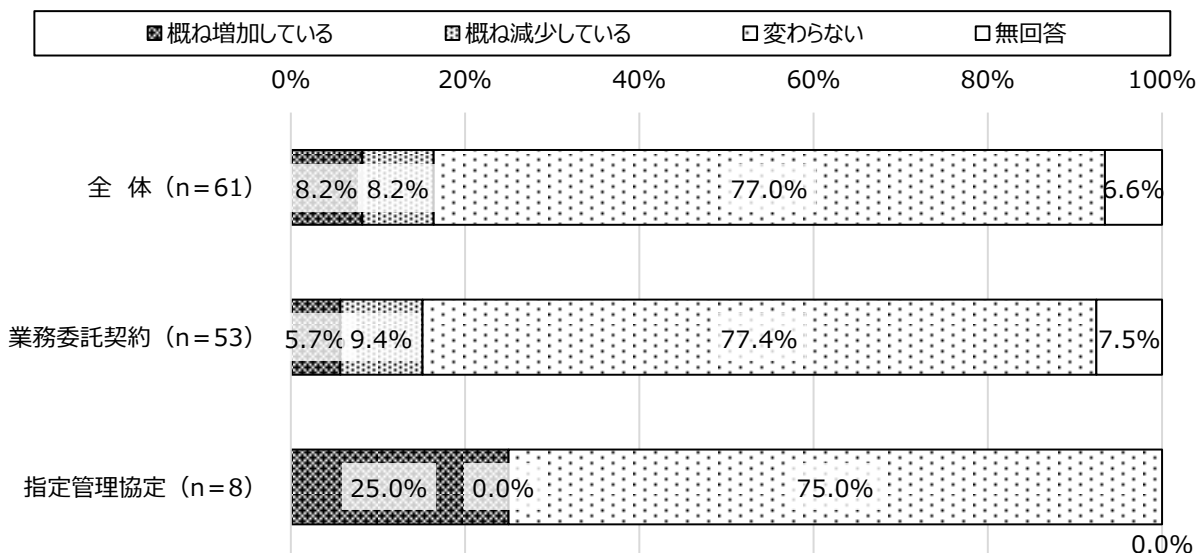
13. 適用案件に従事する従事者の人数・構成（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

（業務委託契約及び指定管理協定：問10）

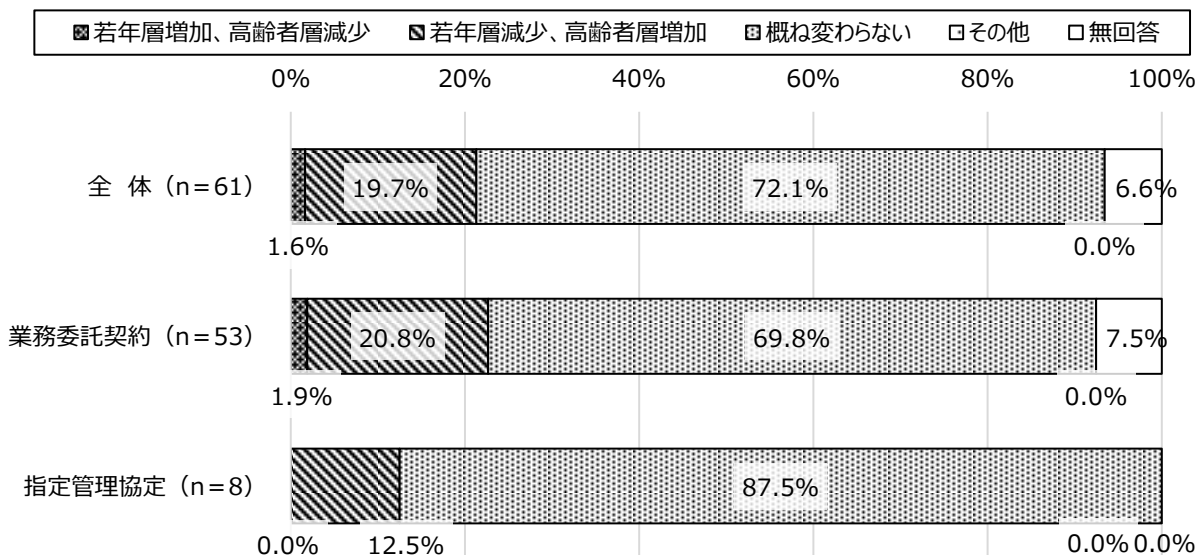
適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

（それぞれ〇は1つ）

① 従事者の人数



② 従事者の構成



適用案件に従事する従事者の人数を〈全体〉でみると、「変わらない」が77.0%で最も高く、次いで「概ね増加している」、「概ね減少している」がそれぞれ8.2%となっている。

また、従事者の構成を〈全体〉でみると、「概ね変わらない」が72.1%で最も高く、次いで「若年層減少、高齢者層増加」が19.7%となっている。

14. 千代田区公契約条例に関しての意見・要望（問11）

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

工事請負契約の受注者2者、業務委託契約の受注者7者、指定管理協定の受託者2者から回答があった。

〈工事請負契約〉

- 他区（渋谷区）などにおいても同様の条例があるが区によって多少単価の違いはあるのか、また23区別に条例があるのは本来おかしい話で請負人からするととても難しいことなので国交省レベルで周知をお願いしたい、2024年1月31日で引き渡しをいたしましたので今後のアンケートはご遠慮願いたい
- 他の業務で多忙な中での公契約条例書類の作成は非常に大きな負担となっており、本体工事に係る業務終了後に取り掛かるため、時間外労働の増加につながっている。

〈業務委託契約〉

- 今の時代賃金下限額以下で働く従業員はいない、給料アップしても作業員不足、今後は書類を提出する契約物件の対象金額を上げてほしい
- いつもご案内等ありがとうございます、契約課のご担当者様のご負担が減るよう事業者側としても協力していきたい
- 短期労働が多いため、周知の確認書をなかなかできない
- 周知方法についてカードに金額が書いていないので最低賃金が分かるものを渡しており、やや事務負担になっている
- 東京都の最低賃金よりも千代田区の最低賃金の方が高いので雇用の促進につながっていると感じる
- アンケート自体が業務の負担と感じる、少ない人数で業務を行っているためできるだけ負担なく行えるようご配慮願いたい
- 千代田区は他区より賃金がいい、これからも頑張してほしい

〈指定管理協定〉

- 上昇率が少し高いと思われる
- 本アンケート調査が負担になっている

15. 賃金実態

(1) 工事請負契約 平成29年度契約分 ※令和5年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H29 賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,402	0	0%	0	0%	—	—
2	普通作業員	15	2,094	2,104	100%	4,107	196%	2,442	117%
3	軽作業員	0	1,499	0	0%	0	0%	—	—
4	造園工	3	2,137	3,125	146%	3,125	146%	3,125	146%
5	法面工	0	2,732	0	0%	0	0%	—	—
6	とび工	0	2,753	0	0%	0	0%	—	—
7	石工	0	2,742	0	0%	0	0%	—	—
8	ブロック工	0	2,540	0	0%	0	0%	—	—
9	電工	0	2,540	0	0%	0	0%	—	—
10	鉄筋工	0	2,774	0	0%	0	0%	—	—
11	鉄骨工	0	2,593	0	0%	0	0%	—	—
12	塗装工	0	2,848	0	0%	0	0%	—	—
13	溶接工	0	3,050	0	0%	0	0%	—	—
14	運転手(特殊)	0	2,359	0	0%	0	0%	—	—
15	運転手(一般)	0	1,955	0	0%	0	0%	—	—
16	潜かん工	0	3,029	0	0%	0	0%	—	—
17	潜かん世話役	0	3,582	0	0%	0	0%	—	—
18	さく岩工	0	2,869	0	0%	0	0%	—	—
19	橋りょう特殊工	0	3,029	0	0%	0	0%	—	—
20	橋りょう塗装工	3	3,145	3,432	109%	3,432	109%	3,432	109%
21	橋りょう世話役	0	3,464	0	0%	0	0%	—	—
22	土木一般世話役	0	2,477	0	0%	0	0%	—	—
23	高級船員	0	2,933	0	0%	0	0%	—	—
24	普通船員	0	2,317	0	0%	0	0%	—	—
25	潜水士	0	4,134	0	0%	0	0%	—	—
26	潜水連絡員	0	2,848	0	0%	0	0%	—	—
27	潜水送気員	0	2,827	0	0%	0	0%	—	—
28	型わく工	0	2,625	0	0%	0	0%	—	—
29	大工	0	2,583	0	0%	0	0%	—	—
30	左官	0	2,784	0	0%	0	0%	—	—
31	配管工	0	2,222	0	0%	0	0%	—	—
32	はつり工	2	2,529	3,000	119%	3,000	119%	3,000	119%
33	防水工	0	3,018	0	0%	0	0%	—	—
34	板金工	0	2,805	0	0%	0	0%	—	—
35	タイル工	0	2,295	0	0%	0	0%	—	—
36	サッシ工	0	2,583	0	0%	0	0%	—	—
37	内装工	0	2,784	0	0%	0	0%	—	—
38	ガラス工	0	2,508	0	0%	0	0%	—	—
39	建具工	0	2,455	0	0%	0	0%	—	—
40	ダクト工	0	2,200	0	0%	0	0%	—	—
41	保温工	0	2,232	0	0%	0	0%	—	—
42	建築ブロック工	0	2,370	0	0%	0	0%	—	—
43	設備機械工	0	2,264	0	0%	0	0%	—	—
44	交通誘導警備員A	2	1,478	1,751	118%	2,031	137%	1,891	128%
45	交通誘導警備員B	49	1,275	1,399	110%	2,538	199%	1,718	135%

(2) 工事請負契約 平成31・令和元年度契約分 ※令和5年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	H31・R元 賃金 下限額 (1時間 当たり)(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,632	0	0%	0	0%	—	—
2	普通作業員	4	2,295	2,444	106%	3,518	153%	3,006	131%
3	軽作業員	0	1,643	0	0%	0	0%	—	—
4	造園工	0	2,306	0	0%	0	0%	—	—
5	法面工	0	2,915	0	0%	0	0%	—	—
6	とび工	1	2,936	2,982	102%	2,982	102%	2,982	102%
7	石工	0	2,969	0	0%	0	0%	—	—
8	ブロック工	0	2,752	0	0%	0	0%	—	—
9	電工	0	2,774	0	0%	0	0%	—	—
10	鉄筋工	0	2,958	0	0%	0	0%	—	—
11	鉄骨工	0	2,762	0	0%	0	0%	—	—
12	塗装工	0	3,035	0	0%	0	0%	—	—
13	溶接工	0	3,252	0	0%	0	0%	—	—
14	運転手(特殊)	1	2,588	3,120	121%	3,120	121%	3,120	121%
15	運転手(一般)	0	2,143	0	0%	0	0%	—	—
16	潜かん工	0	3,230	0	0%	0	0%	—	—
17	潜かん世話役	0	3,818	0	0%	0	0%	—	—
18	さく岩工	0	3,219	0	0%	0	0%	—	—
19	橋りょう特殊工	0	3,230	0	0%	0	0%	—	—
20	橋りょう塗装工	0	3,350	0	0%	0	0%	—	—
21	橋りょう世話役	0	3,698	0	0%	0	0%	—	—
22	土木一般世話役	0	2,675	0	0%	0	0%	—	—
23	高級船員	0	3,165	0	0%	0	0%	—	—
24	普通船員	0	2,501	0	0%	0	0%	—	—
25	潜水士	0	4,405	0	0%	0	0%	—	—
26	潜水連絡員	0	3,035	0	0%	0	0%	—	—
27	潜水送気員	0	3,013	0	0%	0	0%	—	—
28	型わく工	0	2,795	0	0%	0	0%	—	—
29	大工	0	2,752	0	0%	0	0%	—	—
30	左官	0	2,969	0	0%	0	0%	—	—
31	配管工	0	2,491	0	0%	0	0%	—	—
32	はつり工	0	2,697	0	0%	0	0%	—	—
33	防水工	0	3,219	0	0%	0	0%	—	—
34	板金工	0	2,991	0	0%	0	0%	—	—
35	タイル工	0	2,480	0	0%	0	0%	—	—
36	サッシ工	0	2,752	0	0%	0	0%	—	—
37	内装工	0	2,969	0	0%	0	0%	—	—
38	ガラス工	0	2,675	0	0%	0	0%	—	—
39	建具工	0	2,643	0	0%	0	0%	—	—
40	ダクト工	0	2,426	0	0%	0	0%	—	—
41	保温工	0	2,458	0	0%	0	0%	—	—
42	建築ブロック工	0	2,545	0	0%	0	0%	—	—
43	設備機械工	0	2,501	0	0%	0	0%	—	—
44	交通誘導警備員A	0	1,653	0	0%	0	0%	—	—
45	交通誘導警備員B	0	1,436	0	0%	0	0%	—	—

(3) 工事請負契約 令和2年度契約分 ※令和5年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R2 賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,706	0	0%	0	0%	—	—
2	普通作業員	16	2,365	2,375	100%	2,812	119%	2,595	110%
3	軽作業員	8	1,694	1,750	103%	2,500	148%	2,300	136%
4	造園工	0	2,332	0	0%	0	0%	—	—
5	法面工	0	2,981	0	0%	0	0%	—	—
6	とび工	2	3,003	3,005	100%	3,016	100%	3,011	100%
7	石工	0	3,003	0	0%	0	0%	—	—
8	ブロック工	0	2,783	0	0%	0	0%	—	—
9	電工	0	2,805	0	0%	0	0%	—	—
10	鉄筋工	1	3,036	5,911	195%	5,911	195%	5,911	195%
11	鉄骨工	0	2,827	0	0%	0	0%	—	—
12	塗装工	0	3,113	0	0%	0	0%	—	—
13	溶接工	0	3,322	0	0%	0	0%	—	—
14	運転手(特殊)	0	2,662	0	0%	0	0%	—	—
15	運転手(一般)	0	2,211	0	0%	0	0%	—	—
16	潜かん工	0	3,300	0	0%	0	0%	—	—
17	潜かん世話役	0	3,905	0	0%	0	0%	—	—
18	さく岩工	0	3,289	0	0%	0	0%	—	—
19	橋りょう特殊工	0	3,300	0	0%	0	0%	—	—
20	橋りょう塗装工	0	3,432	0	0%	0	0%	—	—
21	橋りょう世話役	0	3,784	0	0%	0	0%	—	—
22	土木一般世話役	0	2,717	0	0%	0	0%	—	—
23	高級船員	0	3,212	0	0%	0	0%	—	—
24	普通船員	0	2,541	0	0%	0	0%	—	—
25	潜水士	0	4,510	0	0%	0	0%	—	—
26	潜水連絡員	0	3,113	0	0%	0	0%	—	—
27	潜水送気員	0	3,091	0	0%	0	0%	—	—
28	型わく工	0	2,860	0	0%	0	0%	—	—
29	大工	0	2,816	0	0%	0	0%	—	—
30	左官	0	3,047	0	0%	0	0%	—	—
31	配管工	0	2,519	0	0%	0	0%	—	—
32	はつり工	2	2,761	2,875	104%	2,875	104%	2,875	104%
33	防水工	0	3,289	0	0%	0	0%	—	—
34	板金工	0	3,069	0	0%	0	0%	—	—
35	タイル工	0	2,574	0	0%	0	0%	—	—
36	サッシ工	0	2,816	0	0%	0	0%	—	—
37	内装工	0	3,047	0	0%	0	0%	—	—
38	ガラス工	0	2,739	0	0%	0	0%	—	—
39	建具工	0	2,739	0	0%	0	0%	—	—
40	ダクト工	0	2,453	0	0%	0	0%	—	—
41	保温工	0	2,497	0	0%	0	0%	—	—
42	建築ブロック工	0	2,640	0	0%	0	0%	—	—
43	設備機械工	0	2,530	0	0%	0	0%	—	—
44	交通誘導警備員A	0	1,705	0	0%	0	0%	—	—
45	交通誘導警備員B	0	1,485	0	0%	0	0%	—	—

(4) 工事請負契約 令和3年度契約分 ※令和5年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R3 賃金下限額 (1時間当たり)(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	2,706	0	0%	0	0%	—	—
2	普通作業員	7	2,365	2,367	100%	3,243	137%	2,711	115%
3	軽作業員	0	1,694	0	0%	0	0%	—	—
4	造園工	0	2,332	0	0%	0	0%	—	—
5	法面工	0	2,981	0	0%	0	0%	—	—
6	とび工	0	3,003	0	0%	0	0%	—	—
7	石工	0	3,003	0	0%	0	0%	—	—
8	ブロック工	0	2,783	0	0%	0	0%	—	—
9	電工	0	2,805	0	0%	0	0%	—	—
10	鉄筋工	0	3,036	0	0%	0	0%	—	—
11	鉄骨工	0	2,827	0	0%	0	0%	—	—
12	塗装工	0	3,113	0	0%	0	0%	—	—
13	溶接工	0	3,322	0	0%	0	0%	—	—
14	運転手(特殊)	0	2,662	0	0%	0	0%	—	—
15	運転手(一般)	0	2,211	0	0%	0	0%	—	—
16	潜かん工	0	3,300	0	0%	0	0%	—	—
17	潜かん世話役	0	3,905	0	0%	0	0%	—	—
18	さく岩工	0	3,289	0	0%	0	0%	—	—
19	橋りょう特殊工	0	3,300	0	0%	0	0%	—	—
20	橋りょう塗装工	1	3,432	3,432	100%	3,432	100%	3,432	100%
21	橋りょう世話役	0	3,784	0	0%	0	0%	—	—
22	土木一般世話役	1	2,717	3,526	130%	3,526	130%	3,526	130%
23	高級船員	2	3,212	7,268	226%	8,519	265%	7,894	246%
24	普通船員	0	2,541	0	0%	0	0%	—	—
25	潜水士	0	4,510	0	0%	0	0%	—	—
26	潜水連絡員	0	3,113	0	0%	0	0%	—	—
27	潜水送気員	0	3,091	0	0%	0	0%	—	—
28	型わく工	0	2,860	0	0%	0	0%	—	—
29	大工	0	2,816	0	0%	0	0%	—	—
30	左官	0	3,047	0	0%	0	0%	—	—
31	配管工	0	2,519	0	0%	0	0%	—	—
32	はつり工	0	2,761	0	0%	0	0%	—	—
33	防水工	0	3,289	0	0%	0	0%	—	—
34	板金工	0	3,069	0	0%	0	0%	—	—
35	タイル工	0	2,574	0	0%	0	0%	—	—
36	サッシ工	0	2,816	0	0%	0	0%	—	—
37	内装工	0	3,047	0	0%	0	0%	—	—
38	ガラス工	0	2,739	0	0%	0	0%	—	—
39	建具工	0	2,739	0	0%	0	0%	—	—
40	ダクト工	0	2,453	0	0%	0	0%	—	—
41	保温工	0	2,497	0	0%	0	0%	—	—
42	建築ブロック工	0	2,640	0	0%	0	0%	—	—
43	設備機械工	0	2,530	0	0%	0	0%	—	—
44	交通誘導警備員A	2	1,705	1,760	103%	2,082	122%	1,921	113%
45	交通誘導警備員B	14	1,485	1,508	102%	2,143	144%	1,760	118%

(5) 工事請負契約 令和4年度契約分 ※令和5年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R4 賃金下限額 (1時間当たり)(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	4	2,892	3,250	112%	3,375	117%	3,312	115%
2	普通作業員	12	2,509	2,625	105%	3,375	135%	3,000	120%
3	軽作業員	1	1,755	2,000	114%	2,000	114%	2,000	114%
4	造園工	1	2,475	3,250	131%	3,250	131%	3,250	131%
5	法面工	0	3,162	0	0%	0	0%	—	—
6	とび工	2	3,139	3,250	104%	3,750	119%	3,500	111%
7	石工	2	3,072	3,500	114%	3,750	122%	3,625	118%
8	ブロック工	0	2,847	0	0%	0	0%	—	—
9	電工	2	3,004	3,125	104%	3,375	112%	3,250	108%
10	鉄筋工	0	3,162	0	0%	0	0%	—	—
11	鉄骨工	0	2,892	0	0%	0	0%	—	—
12	塗装工	0	3,409	0	0%	0	0%	—	—
13	溶接工	1	3,522	3,750	106%	3,750	106%	3,750	106%
14	運転手(特殊)	1	2,847	3,500	123%	3,500	123%	3,500	123%
15	運転手(一般)	0	2,374	0	0%	0	0%	—	—
16	潜かん工	0	3,499	0	0%	0	0%	—	—
17	潜かん世話役	0	4,152	0	0%	0	0%	—	—
18	さく岩工	0	3,522	0	0%	0	0%	—	—
19	橋りょう特殊工	0	3,420	0	0%	0	0%	—	—
20	橋りょう塗装工	0	3,510	0	0%	0	0%	—	—
21	橋りょう世話役	0	4,017	0	0%	0	0%	—	—
22	土木一般世話役	1	2,982	3,500	117%	3,500	117%	3,500	117%
23	高級船員	0	3,432	0	0%	0	0%	—	—
24	普通船員	0	2,723	0	0%	0	0%	—	—
25	潜水士	0	4,770	0	0%	0	0%	—	—
26	潜水連絡員	0	3,409	0	0%	0	0%	—	—
27	潜水送気員	0	3,319	0	0%	0	0%	—	—
28	型わく工	0	2,993	0	0%	0	0%	—	—
29	大工	0	2,880	0	0%	0	0%	—	—
30	左官	0	3,162	0	0%	0	0%	—	—
31	配管工	0	2,712	0	0%	0	0%	—	—
32	はつり工	2	2,880	3,000	104%	3,000	104%	3,000	104%
33	防水工	0	3,409	0	0%	0	0%	—	—
34	板金工	0	3,274	0	0%	0	0%	—	—
35	タイル工	0	2,734	0	0%	0	0%	—	—
36	サッシ工	0	3,004	0	0%	0	0%	—	—
37	内装工	0	3,150	0	0%	0	0%	—	—
38	ガラス工	0	2,970	0	0%	0	0%	—	—
39	建具工	0	2,914	0	0%	0	0%	—	—
40	ダクト工	0	2,678	0	0%	0	0%	—	—
41	保温工	0	2,599	0	0%	0	0%	—	—
42	建築ブロック工	0	2,802	0	0%	0	0%	—	—
43	設備機械工	3	2,622	2,750	105%	3,500	134%	3,125	119%
44	交通誘導警備員A	0	1,845	0	0%	0	0%	—	—
45	交通誘導警備員B	0	1,598	0	0%	0	0%	—	—

(6) 工事請負契約 令和5年度契約分 ※令和5年8月現在

No.	職種	従事者数(人)	R5 賃金下限額 (1時間当たり)(A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
1	特殊作業員	0	3,004	0	0%	0	0%	—	—
2	普通作業員	0	2,689	0	0%	0	0%	—	—
3	軽作業員	0	1,890	0	0%	0	0%	—	—
4	造園工	0	2,678	0	0%	0	0%	—	—
5	法面工	0	3,409	0	0%	0	0%	—	—
6	とび工	7	3,364	3,375	100%	4,000	119%	3,642	108%
7	石工	0	3,330	0	0%	0	0%	—	—
8	ブロック工	0	3,105	0	0%	0	0%	—	—
9	電工	0	3,240	0	0%	0	0%	—	—
10	鉄筋工	0	3,263	0	0%	0	0%	—	—
11	鉄骨工	0	2,982	0	0%	0	0%	—	—
12	塗装工	0	3,522	0	0%	0	0%	—	—
13	溶接工	0	3,645	0	0%	0	0%	—	—
14	運転手(特殊)	0	3,117	0	0%	0	0%	—	—
15	運転手(一般)	0	2,520	0	0%	0	0%	—	—
16	潜かん工	0	3,612	0	0%	0	0%	—	—
17	潜かん世話役	0	4,489	0	0%	0	0%	—	—
18	さく岩工	0	3,825	0	0%	0	0%	—	—
19	橋りょう特殊工	0	3,544	0	0%	0	0%	—	—
20	橋りょう塗装工	6	3,522	3,600	102%	4,250	121%	3,808	108%
21	橋りょう世話役	0	4,152	0	0%	0	0%	—	—
22	土木一般世話役	0	3,252	0	0%	0	0%	—	—
23	高級船員	0	3,758	0	0%	0	0%	—	—
24	普通船員	0	3,313	0	0%	0	0%	—	—
25	潜水士	0	5,663	0	0%	0	0%	—	—
26	潜水連絡員	0	4,113	0	0%	0	0%	—	—
27	潜水送気員	0	4,000	0	0%	0	0%	—	—
28	型わく工	0	3,094	0	0%	0	0%	—	—
29	大工	0	3,105	0	0%	0	0%	—	—
30	左官	0	3,319	0	0%	0	0%	—	—
31	配管工	0	2,892	0	0%	0	0%	—	—
32	はつり工	0	3,072	0	0%	0	0%	—	—
33	防水工	0	3,690	0	0%	0	0%	—	—
34	板金工	0	3,454	0	0%	0	0%	—	—
35	タイル工	0	2,869	0	0%	0	0%	—	—
36	サッシ工	0	3,263	0	0%	0	0%	—	—
37	内装工	0	3,353	0	0%	0	0%	—	—
38	ガラス工	0	3,229	0	0%	0	0%	—	—
39	建具工	0	3,060	0	0%	0	0%	—	—
40	ダクト工	0	2,914	0	0%	0	0%	—	—
41	保温工	0	2,824	0	0%	0	0%	—	—
42	建築ブロック工	0	2,937	0	0%	0	0%	—	—
43	設備機械工	0	2,858	0	0%	0	0%	—	—
44	交通誘導警備員A	0	2,014	0	0%	0	0%	—	—
45	交通誘導警備員B	0	1,744	0	0%	0	0%	—	—

(7) 業務委託契約 ※令和5年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R5賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
(1)施設管理業務	設備点検保守	15	1,969	1,129	57%	2,495	127%	2,141	109%
	警備員	76	1,463	1,463	100%	1,591	109%	1,477	101%
	清掃員	54	1,139	1,139	100%	2,976	261%	1,364	120%
	受付	24	1,129	1,129	100%	1,200	106%	1,167	103%
	その他	72	1,129	1,150	102%	4,050	359%	1,455	129%
(2)給食調理業務	給食調理	63	1,129	1,160	103%	1,654	147%	1,375	122%
	配膳員	4	1,129	1,200	106%	1,200	106%	1,200	106%
	その他	0	1,129	0	0%	0	0%	-	-
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員	67	1,129	1,139	101%	2,700	239%	1,582	140%
	作業員	21	1,129	1,409	125%	2,630	233%	2,349	208%
	その他	43	1,129	1,129	100%	1,750	155%	1,481	131%
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員	16	1,129	1,187	105%	1,494	132%	1,283	114%
	運転手	30	1,129	1,187	105%	2,125	188%	1,584	140%
	その他	0	1,129	0	0%	0	0%	-	-
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務	51	1,129	1,500	133%	2,000	177%	1,642	145%
	その他	99	1,129	1,130	100%	3,200	283%	1,862	165%

※(1)施設管理業務の「設備点検保守」に回答した受注者は5者であるが、最高時給、平均時給は2者無回答である。

※(1)施設管理業務の「警備員」に回答した受注者は7者であるが、従事者数、最高時給は1者無回答である。

※(1)施設管理業務の「清掃員」に回答した受注者は10者であるが、最低時給は2者、最高時給は2者、平均時給は1者無回答である。

※(1)施設管理業務の「受付」に回答した受注者は6者であるが、最低時給は1者、最高時給、平均時給は2者無回答である。

※(1)施設管理業務の「その他」に回答した受注者は5者であるが、最低時給は1者無回答である。

※(2)給食調理業務の「給食調理」に回答した受注者は7者であるが、平均時給は3者無回答である。

※(3)清掃業務の「清掃員」に回答した受注者は9者であるが、平均時給は2者無回答である。

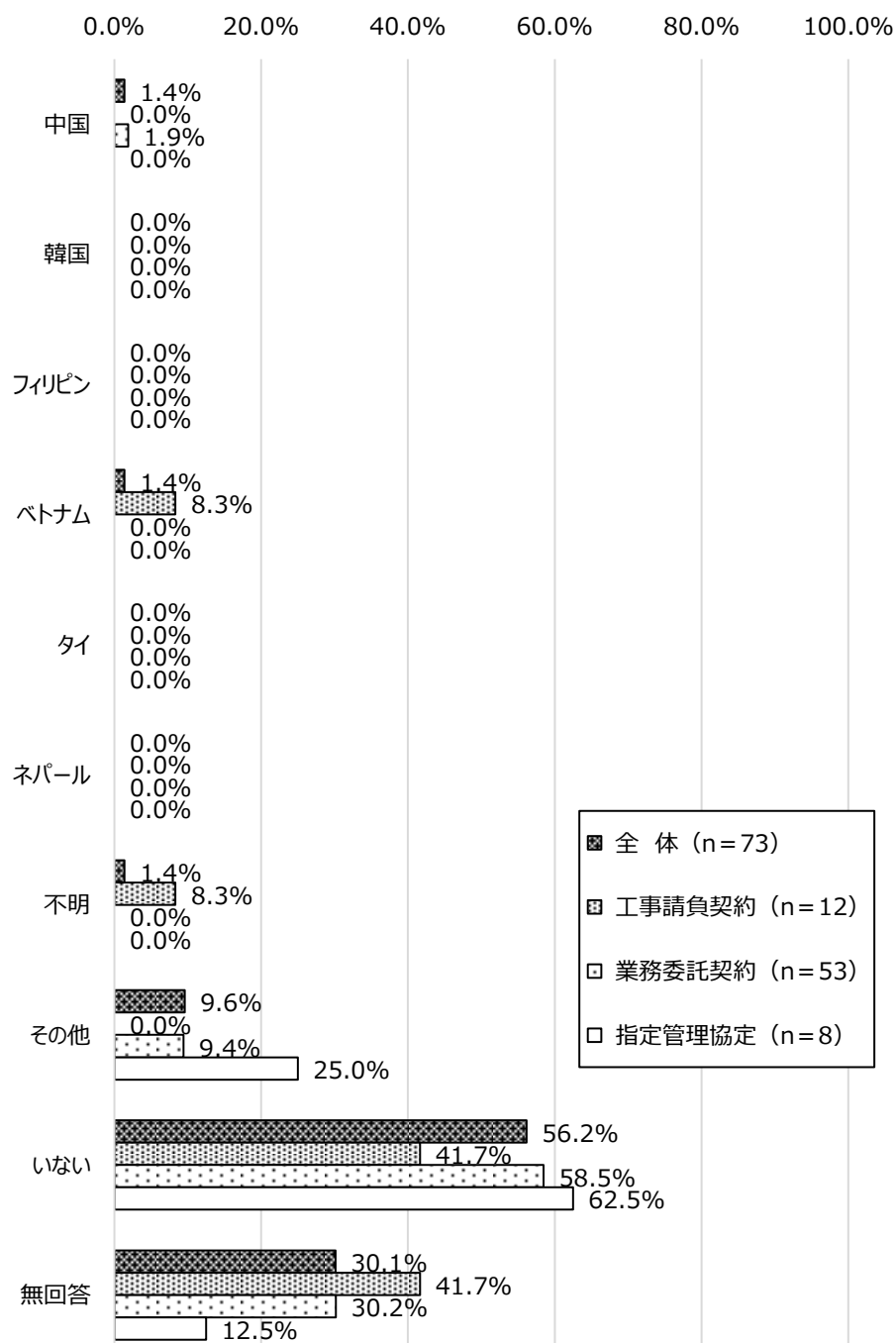
(8) 指定管理協定 ※令和5年8月現在

業務の区分	職種	従事者数 (人)	R5賃金下限額 (1時間当たり) (A)	最低		最高		平均	
				時給(B)	(B)/(A)	時給(C)	(C)/(A)	時給(D)	(D)/(A)
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守	19	1,969	1,451	74%	4,738	241%	2,273	115%
	警備員	22	1,463	1,463	100%	2,080	142%	1,588	109%
	清掃員	31	1,139	1,139	100%	1,699	149%	1,297	114%
	受付	28	1,129	1,130	100%	1,732	153%	1,341	119%
	作業員	0	1,129	0	0%	0	0%	-	-
	運転手	5	1,129	1,219	108%	1,635	145%	1,430	127%
	窓口、管理業務	249	1,129	1,129	100%	4,557	404%	1,841	163%
	その他	13	1,129	1,129	100%	2,000	177%	1,336	118%
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員	6	1,129	1,630	144%	2,048	181%	1,793	159%
	看護師	29	1,497	1,689	113%	3,273	219%	2,067	138%
	保健師	0	1,497	0	0%	0	0%	-	-
	介護職員	119	1,139	1,140	100%	2,688	236%	1,709	150%
	機能訓練指導員等	7	1,129	1,369	121%	2,882	255%	2,004	178%
専門業務	栄養士	6	1,457	1,457	100%	1,723	118%	1,591	109%
	医師	4	1,497	6,998	467%	50,000	3340%	29,249	1954%
	歯科衛生士	1	1,497	1,568	105%	1,568	105%	1,568	105%
	ケアマネージャー	2	1,139	2,106	185%	2,228	196%	2,167	190%

※(2)介護業務の「看護師」に回答した受注者は4者であるが、最低時給、最高時給は1者無回答である。

16. 業務従事者の日本国籍以外の国籍

問 業務従事者の日本国籍以外の国籍を記入してください。



業務従事者の日本国籍以外の国籍を〈全体〉でみると、「中国」「ベトナム」がそれぞれ1.4%となっており、「いない」は56.2%となっている。

また、「その他」への回答として、〈業務委託契約〉では「ミャンマー」(2件)、「マレーシア」、「アルゼンチン」、「スロバキア」があげられている。

〈指定管理協定〉では「ミャンマー」(2件)、「台湾」があげられている。

Ⅲ 使用した調査票

1. 工事請負契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（工事）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (|

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 一人親方となっている従事者の社会保険の加入の必要の有無はどのような方法で確認していますか。(ご自由にご記載ください。)

--

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(工事)

1. 下記の表中に該当する従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和5年8月時点のデータを記入してください。
(令和5年8月時点で工事が始まっていない等の場合は、8月時点以外でも結構です。)

No.	職種	従事者数 (人)	時給(円)		
			最低	最高	平均
1	特殊作業員				
2	普通作業員				
3	軽作業員				
4	造園工				
5	法面工				
6	とび工				
7	石工				
8	ブロック工				
9	電工				
10	鉄筋工				
11	鉄骨工				
12	塗装工				
13	溶接工				
14	運転手(特殊)				
15	運転手(一般)				
16	潜かん工				
17	潜かん世話役				
18	さく岩工				
19	橋りょう特殊工				
20	橋りょう塗装工				
21	橋りょう世話役				
22	土木一般世話役				
23	高級船員				
24	普通船員				
25	潜水士				
26	潜水連絡員				
27	潜水送気員				

2. 業務委託契約

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（委託）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | （ _____ ） |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(○は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(○はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (○は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (○は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(委託)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和5年8月時点のデータを記入してください。

業務の区分 ※1	職種 ※2	従事者数 (人)	時給(円) ※3		
			最低	最高	平均
(1)施設管理業務	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	その他				
(2)給食調理業務	給食調理				
	配膳員				
	その他				
(3)清掃業務 (公園等清掃・緑地帯維持管理)	清掃員				
	作業員				
	その他				
(4)廃棄物、資源等回収業務	作業員				
	運転手				
	その他				
(5)窓口、管理業務	窓口、管理業務				
	その他				

※1 業務の区分について

1件の委託業務に「清掃業務」と「窓口、管理業務」が含まれるなど、複数の業務が存在する場合は、それぞれの業務に該当する職種の人数、時給のデータを記入してください。

※2 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※3 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

(参考) 公契約条例に基づく令和5年度の賃金下限額 裏面のとおり

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国 2.韓国 3.フィリピン 4.ベトナム 5.タイ 6.ネパール
 7.不明 8.その他 (・ ・)
 9.いない

令和5年度 職種別賃金下限額

(1時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保全管理員	1,969円
清掃員	1,139円
介護職	1,139円
栄養士	1,457円
保健師・看護師	1,497円
上記以外	1,129円

3. 指定管理協定

千代田区公契約条例に係るアンケート調査（指定管理）

問1 公契約条例が適用される従事者等の範囲や賃金下限額など、従事者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。（○はいくつでも）

- | |
|----------------------|
| 1 事業所や現場に掲示することで周知した |
| 2 各従事者に個別に書面で周知した |
| 3 口頭により説明し、周知した |
| 4 その他（具体的に _____） |

問2 公契約条例の周知にあたって周知カード（別紙見本・区が作成して受注者へ送付。従事者受領時、別紙確認書への署名）による周知方法を導入していますが、これはポスターやチラシに比べて事務の負担はどの程度ですか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問3 従事者等から、公契約条例に関すること（賃金・従事者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。（○は1つ）

- | | |
|--------|-------|
| 1 なかった | 2 あった |
|--------|-------|

「2 あった」とお答えの方は、具体的に内容を記載してください。

問4 公契約条例が適用され、労務台帳等の作成などの事務は負担になっていますか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや負担 | 3 かなり負担 |
|------------|--------|---------|

問4-1 令和2年度から全員分の労務台帳の作成を毎月から四半期毎（それ以外の月は新規従事者のみ）に変更しましたが、事務負担は軽減されましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 あまり変わらない | 2 やや軽減 | 3 かなり軽減 |
|------------|--------|---------|

問5 事務負担の軽減のためにどのような方法が適当ですか。（○はいくつでも）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------|
| 1 労務台帳作成月の削減 | 3 給与台帳等による代替 | 5 その他 |
| 2 労務台帳提出回数削減 | 4 周知方法の簡略化 | (_____) |

問6 公契約条例の適用を受け、賃金下限額を下回らないように賃金を上げた従事者はいましたか。（○は1つ）

- | | | |
|------|--------|-------|
| 1 いた | → 6-1へ | 2 いない |
|------|--------|-------|

(問6で「1 いた」とお答えの方に)

問6-1 賃金を上げた従事者がいた場合、全体の従事者の何割に相当しますか。(〇は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1割未満 | 3 3割以上、5割未満 |
| 2 1割以上、3割未満 | 4 5割以上 |

問7 公契約条例は、従事者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。(〇は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問8 事業が公契約条例対象案件となったことで、今後、従事者の労働条件が改善し、従事者の生活安定に結び付くと思われますか。(〇は1つ)

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 1 そう思う | 2 そう思わない | 3 どちらともいえない |
|--------|----------|-------------|

問9 下請負者(協力会社)の従事者の社会保険の加入はどのような方法で確認していますか。
(〇はいくつでも)

- | |
|----------------------|
| 1 公契約条例労務台帳で確認している |
| 2 加入届・保険料領収書等で確認している |
| 3 口頭で確認している |
| 4 給与台帳等で確認している |
| 5 その他(具体的に) |

問10 適用案件に従事する従事者の人数や構成は、昨年度と比較して変動していますか。

① 従事者の人数 (〇は1つ)

- | | | |
|------------|------------|---------|
| 1 概ね増加している | 2 概ね減少している | 3 変わらない |
|------------|------------|---------|

② 従事者の構成 (〇は1つ)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 若年層増加、高齢者層減少 | 3 概ね変わらない |
| 2 若年層減少、高齢者増加 | 4 その他(具体的に) |

問11 その他、千代田区公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

--

ご協力ありがとうございました。

賃金実態等に関する設問(指定管理)

1. 下記の表中に該当する業務を担当している従事者の人数、時給を記入してください。

※下請負者を含む全ての従事者の令和5年8月時点のデータを記入してください。

指定管理業務の区分	職種 ※1	従事者数 (人)	時給(円) ※2		
			最低	最高	平均
施設管理業務等 (窓口・清掃・廃棄物処理を含む)	設備点検保守				
	警備員				
	清掃員				
	受付				
	作業員				
	運転手				
	窓口、管理業務				
	その他				
介護業務(支援員等を含む)	生活相談員				
	看護師				
	保健師				
	介護職員				
	機能訓練指導員等				
専門業務 (栄養士・調査員・学芸員 等を記載してください。)					

※1 職種について

「作業員」と「運転手」を兼ねているなど、一人で複数の職種を兼任している場合は主に従事している方の職種を記入してください。

※2 賃金について

1時間当たりの賃金は、「公契約条例労務台帳」の作成と同じ方法で算定してください。

2. 業務従事者の国籍を記入してください。(該当するものに○をつけ国籍を記入してください)

- 1.中国 2.韓国 3.フィリピン 4.ベトナム 5.タイ 6.ネパール
 7.不明 8.その他 (・ ・)
 9.いない

令和 5 年度 職種別賃金下限額

(1 時間当たり)

職種	賃金下限額
警備員	1,463円
保全管理員	1,969円
清掃員	1,139円
介護職	1,139円
栄養士	1,457円
保健師・看護師	1,497円
上記以外	1,129円